

社会福祉法人あおい会 障害事業部

身体拘束等の適正化のための指針

第1条 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用児者の生活の自由を制限するものであり、利用児者の尊厳ある生活を阻むものです。利用児者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

(1) 身体拘束禁止の規定

サービスの提供にあたっては、当該利用児者又は他の利用児者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わない支援の提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要件を満たす状態にある場合は、それらの要件等の手続きが慎重に実施されているケースについて必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性:利用児者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上三つの要件を全て満たすことが必要です。

第2条 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当法人では、身体拘束適正化検討委員会を設置します。

①設置目的

あおい会障害福祉サービス事業を利用する利用児者に対する身体拘束は生活の自由を制限するものであり、利用児者の尊厳ある生活を侵害するものである。利用児者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束の適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施を目的とする。

②身体拘束適正化検討委員会の開催

委員会の開催は年に1回以上の開催とし、必要に応じてその都度開催します。

③身体拘束適正化検討委員会の構成

- ・統括管理者
- ・各拠点管理者

以上を持って組織します。

第3条 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

当法人では支援員、その他従事者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施します。

①研修の実施

- ・身体拘束適正化のための研修開催は年1回以上開催します。
- ・新規採用職員がある場合は身体拘束適正化のための研修を必ず行います。

②研修の内容

- ・身体拘束適正化のための研修内容は基礎的な内容等の適切な知識を普及・啓発し
た内容で実施をします。

③研修の記録

- ・身体拘束適正化のための研修を法人内で実施し、開催の都度、記録を作成します。

第4条 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本指針

本人又は他利用児者の生命又は身体を保護する為の措置として、やむを得ず身体拘束
を行わなければならない場合は以下の手順に従って実施します。

- ①身体拘束を行うことを選択する前に「切迫性・非代替性・一時性」の3要素全て
を満たしているか検討・確認します。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うこ
とを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家
族に対する説明をします。

- ②利用児者本人や家族に対しての説明は、身体拘束の内容や目的、拘束方法を詳
細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

- ③身体拘束を行った時の様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し
ます。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。

- ④検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を
解除します。解除するとともに家族への説明を行います。

第5条 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

指針で示した手順（上記4）に従って実施された身体拘束について、身体拘束適正
化検討委員会へ報告を行い、事例を集計・分析、適正化を講じた結果に従業者に周知
します。また、適正化を講じた後に、その効果についての検証を行います。

第6条 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は施設内にて閲覧できるようにし、利用児者及び家族が自由に閲覧できる
ようにします。

第7条 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

状況や時代背景に応じた考えを取り入れて、支援の質の向上に努めます。

〈附則〉

本方針は、令和4年4月1日から運用する。